

## 名古屋市職員共済組合定款

(昭和37年12月1日)  
(名古屋市職員共済組合定款第1号)

最近改正 令和5年3月31日定款第1号

### 第1章 総則

#### (設立の根拠及び名称)

**第1条** この組合は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づいて組織し、名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）という。

#### (目的)

**第2条** 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行ない、もつてこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

#### (事務所)

**第3条** 組合は、その事務所を名古屋市中区三の丸三丁目1番1号に置く。

#### (所属所)

**第4条** 事務所の所轄機関として所属所を置く。

2 所属所の設置及び所属所の長となるべき者に関しては、名古屋市職員共済組合運営規則（以下「規則」という。）の定めるところにより行なう。

#### (公告の方法)

**第5条** 組合の公告は、名古屋市職員共済組合公報に掲載して行なう。ただし、必要がある場合においては、名古屋市公報、名古屋市交通局報又は名古屋港管理組合公報に掲載して行なうことができる。

### 第2章 組合会

#### (組合会の名称)

**第6条** 法第6条の規定に基づき組合に置く組合会は、名古屋市職員共済組合組合会（以下「組合会」という。）という。

#### (議員の定数)

**第7条** 組合会の議員（以下「議員」という。）の定数は、20人とする。

(議員の任期)

**第8条** 市長が任命する議員（以下「任命議員」という。）の任期は、その任命の日から起算する。

2 組合員が選挙する議員（以下「互選議員」という。）の任期は、前任の議員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、任期満了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行なわれたときは、選挙の日から起算する。

(選挙区)

**第9条** 互選議員は、各選挙区において選挙する。

2 互選議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

選 挙 区		議員の数
名 称	区 分	
第1区	市長事務部局、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局、区選挙管理委員会事務室、名古屋港管理組合、名古屋競輪組合、名古屋市職員共済組合事務局	6人
第2区	交通局	2人
第3区	上下水道局	1人
第4区	消防局	1人

3 前項の規定の適用については、法第144条の2第1項の規定により組合員であるとみなされた者は退職のときの所属所に所属する職員である組合員とみなす。

(選挙長)

**第10条** 各選挙区に、選挙長を置く。

2 選挙長は、理事長が委嘱する。

3 選挙長は、当該選挙に関する事務をつかさどる。

(選挙の期日等の公告)

**第11条** 理事長は、選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の期日前5日までに

公告しなければならない。

(立候補の届出)

**第12条** 互選議員の候補者になろうとする者は、前条の公告のあつた日から選挙の期日前2日までに、その者の選挙区に属する組合員50人以上の推薦状を添えて、当該選挙に係る選挙長にその旨を申し出なければならない。

(選挙)

**第13条** 選挙は、単記無記名による1人1票の投票で行なう。

(当選人)

**第14条** 各選挙において有効投票の最多数（選挙区が第1区又は第2区であつて必要とする当選人の員数が2人以上であるときは、その必要とする当選人の員数に相当する順位までの得票数）を得た者を当選人とする。ただし、各選挙区において選挙する議員の数で有効投票の総数を除した数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定により当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。

(当選人の報告等)

**第15条** 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名及び所属を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、かつ、当選人の氏名及び所属を公告しなければならない。

(任期満了による選挙)

**第16条** 互選議員の任期満了による選挙は、当該議員の任期満了の日前30日以内に行なう。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、当該議員の任期満了の日後10日以内に行なうことができる。

(再選挙)

**第17条** 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、当該選挙の日から20日以内に再選挙を行なう。

(補欠選挙及び繰上補充)

**第18条** 互選議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた日から50日以内に補欠

選挙を行なう。ただし、第14条第1項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるときは、それらの者のうちから最多数の得票を得た者を当選人に定めなければならない。

(無投票当選)

**第19条** 互選議員に立候補する者の数が第12条の期限までに選挙する議員の数をこえないときは、その立候補者をもつて当選人とする。

(選挙実施細目)

**第20条** 第11条に規定するもののほか、互選議員の選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

(代理による表決)

**第21条** 議員は、病気その他やむを得ない事由により組合会に出席することができないときは、任命議員にあつては他の任命議員を、互選議員にあつては他の互選議員をそれぞれ代理人として議決権又は選挙権を行なうことができる。

2 前項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を組合会の開会前に組合会の議長である者に提出しなければならない。

(会議規則)

**第22条** 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

**第23条** 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所（当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- 二 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名
- 三 議事の要領
- 四 議決した事項及び賛否の数

(組合会の傍聴)

**第24条** 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りでない。

(議員の旅費)

**第25条** 議員は、その職務を行なうために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

2 前項の旅費の額は、組合会の議決を経て理事長が定める。

**第3章 役員及び職員**

(理事の定数)

**第26条** 理事の定数は、8人とする。

(役員の任期)

**第27条** 役員の任期は、選挙の日（次条第2項の規定による選挙が行われた場合の互選議員のうちから選挙する理事にあつては、第16条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日）から起算する。

(役員の選挙)

**第28条** 理事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）による選挙は、任命議員のうちから選挙する理事にあつては前任の理事の任期満了の日の翌日（当該任命が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは、当該任命の日）から、互選議員のうちから選挙する理事にあつては第16条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から、それぞれ10日以内に行う。

2 前項の規定による互選議員のうちから選挙する理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第16条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日に生じるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、互選議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うことができる。

- 4 理事に欠員が生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。
- 5 第1項、第3項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。
- 6 第1項及び第3項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。ただし、理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。
- 7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、任命議員のうちから選挙する理事の任期の初日又は第16条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日のどちらか遅い日に生じるものとする。
- 8 監事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。）による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了日前に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「選挙の日（次条第2項の規定による選挙の行われた場合の互選議員のうちから選挙する理事にあつては、第16条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日）」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。
- 9 監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わなければならない。
- 10 前各項に規定するものを除くほか、役員の選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

**(監事の報酬)**

- 第29条** 学識経験を有する者のうちから選挙された監事には、報酬を支給する。
- 2 前項の報酬の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

**(役員の旅費)**

- 第30条** 第25条の規定は、役員について準用する。

**(事務局及び職員)**

**第31条** 組合に事務局を置き、事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどる。
- 4 その他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に従事する。
- 5 事務局長及びその他の職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 第4章 組合員

##### (組合員の範囲)

**第32条** 組合は、次に掲げる者を組合員とする。

- 一 名古屋市の職員（法第2条第1項第1号に規定する職員をいい、法第3条第1項第2号に規定する職員を除く。）
- 二 名古屋港管理組合の職員
- 三 名古屋競輪組合の職員
- 四 法第140条第1項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして組合員であるものとされた者
- 五 法第141条第1項に規定する組合役職員
- 六 法第144条の2第1項の規定により組合員であるとみなされた者

##### (組合員の種別)

**第33条** 組合員は、一般組合員、短期組合員、市長組合員、特定消防組合員、長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市長長期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。

- 2 一般組合員は、次項から第10項までに掲げる組合員以外の組合員とする。
- 3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。
- 4 市長組合員は、市長である組合員（第8項に規定する市長長期組合員を除く。）とする。
- 5 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第57号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則第9条に規定する特定消防職員である組合員

とする。

6 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等（法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）である組合員（次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。）とする。

7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。

8 市長長期組合員は、市長である長期組合員とする。

9 繼続長期組合員は、前条第4号に掲げる組合員とする。

10 任意継続組合員は、前条第6号に掲げる組合員とする。

## 第5章 納付

### (短期納付)

**第34条** 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第53条及び第54条に規定する短期納付を行う。ただし、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及び市長長期組合員に対しては、法第53条第1項第1号から第10号まで、同項第11号から第13号まで及び法第54条に規定する短期納付は行わない。

### (附加納付)

**第35条** 組合が法第54条の規定により附加納付として行う納付は、次のとおりとする。

- 一 家族療養費附加金
- 二 家族訪問看護療養費附加金
- 三 出産費附加金
- 四 家族出産費附加金
- 五 埋葬料附加金
- 六 家族埋葬料附加金
- 七 傷病手当金附加金

### (家族療養費附加金)

**第36条** 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第56条第2項第1号に規定す

る食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第2号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が1件につき25,000円（地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第23条の3の4第1項第2号又は第3号に掲げる組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、50,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからヘまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからヘまでに掲げる金額のうち25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端

数を切り捨てる。) とする。

- 3 前 2 項に規定する家族療養費附加金は、その額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費、生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第15条の医療扶助若しくは健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第98条各号に掲げる医療に関する給付又は地方公共団体の条例若しくは地方公共団体の長の定めるところにより公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなる場合は、第 1 項及び第 2 項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない。
- 5 1 件の家族療養費又は高額療養費の請求が 2 月以上の療養に及ぶ場合の第 1 項、第 2 項及び前項の規定の適用については、各月分を 1 件とみなす。

**(家族訪問看護療養費附加金)**

**第36条の 2** 家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の 3 の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合（施行令第23条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからヘまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）にあつては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、支給しない。

- 2 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。

(出産費附加金)

**第36条の3** 出産費附加金は、組合員が法第63条第1項の規定に基づき出産費を受けることができるときに、これに附加して支給し、その額は、1件につき10,000円とする。

(家族出産費附加金)

**第36条の4** 家族出産費附加金は、組合員が法第63条第3項の規定に基づき家族出産費を受けることができるときに、これに附加して支給し、その額は、1件につき10,000円とする。

(埋葬料附加金)

**第36条の5** 埋葬料附加金は、被扶養者であつた者又は埋葬を行なつた者が法第65条第1項又は第2項の規定に基づき埋葬料を受けることができるときに、これに附加して支給し、その額は、1件につき50,000円とする。

(家族埋葬料附加金)

**第36条の6** 家族埋葬料附加金は、組合員が法第65条第3項の規定に基づき家族埋葬料を受けることができるときに、これに附加して支給し、その額は、1件につき50,000円とする。

(傷病手当金附加金)

**第36条の7** 傷病手当金附加金は、組合員が法第68条第1項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる場合において、同条第4項の期間経過後、当該傷病手当金に係る傷病と同一の傷病により勤務に服することができないときに支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当することとなつたとき以後は、この限りでない。

- 一 組合員の資格を喪失したとき。
  - 二 同一の傷病により休職処分を受け当該休職期間が3年を経過したとき。
  - 三 同一の傷病により障害厚生年金（厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。）若しくは障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。）又は障害年金の支給を受けることができるとき。
- 2 前項の規定により支給する傷病手当金附加金の支給期間は、法第68条第4項の期間を経過した日（同日において第4項の規定により傷病手当金附加金

の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して 6 月間とする。

3 傷病手当金附加金の額は、法第68条第2項及び第3項の規定の例により算出された額に相当する金額とする。

4 傷病手当金附加金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

### 第37条及び第37条の2 削除

#### (長期給付)

第38条 組合は、組合員（短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。

### 第6章 共同業務

#### (共同業務)

第38条の2 組合は、法第27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1項各号に掲げる業務（以下「共同業務」という。）を行う。

### 第7章 福祉事業

#### (福祉事業)

第39条 組合は、福祉事業として次の各号の事業を行なう。

- 一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の保持増進のための必要な事業
- 二 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導
- 三 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 四 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- 五 組合員の臨時の支出に対する貸付

### 第8章 掛金及び負担金

#### (掛金及び負担金の額)

第40条 組合の短期給付及び福祉事業（前条第1号に掲げる事業に限る。）に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表の割合を乗じた額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員						
短期組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分
市長組合員	の47	の8.9	の1.75	の47	の8.9	の1.75
特定消防組合員						
長期組合員						
後期高齢者等	1,000分	—	1,000分	1,000分	—	1,000分
短期組合員	の2.8		の1.75	の2.8		の1.75
市長長期組合員						

2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第14項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

#### (任意継続掛金の額)

**第40条の2** 法第144条の2第2項の規定による任意継続組合員の短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額に1,000分の94を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定めの額は、同項に規定する標準報酬の月額に1,000分の17.8を乗じて得た額とする。

### 第9章 削除

#### 第41条 削除

### 第10章 財務

#### (経理単位)

**第42条** 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、

退職等年金預託金管理経理、業務経理、保健経理、貯金経理及び貸付経理とする。

(事業計画及び予算又は決算の公告)

**第43条** 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算についての議決があつたときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

(資金の繰入れ)

**第44条** 令和5年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第7条第1項の規定により定款で定める金額は、1,755円とする。

**第11章 監査**

(監査)

**第45条** 監事は、法第10条第4項の規定により監査を行う場合のほか、毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて、及び必要があると認めるときは臨時に組合の業務を監査する。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査する。

(監査の立会)

**第46条** 監事が監査を行う場合は、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

**第47条** 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひよう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

**第48条** 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び組合会に提出しなければならない。

- 一 監査年月日
- 二 監査の対象となつた期間
- 三 監査事項

- 四 監査の結果の概況及び意見
- 五 出納職員に対して直接注意した事項
- 六 その他必要な事項

#### 附 則

- 1 この定款は、昭和37年12月1日から施行する。
- 2 組合は、法附則第17条の規定により、一部負担金の額等の払戻し（以下「一部負担金払戻金」という。）を行う。
- 3 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が1件につき25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円（上位所得者に係るものにあつては、100,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額のうち25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）を加えた額を控除して得た額に相当する額

(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

5 前2項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを行わない。

6 第36条第4項及び第5項の規定は、一部負担金払戻金について準用する。

7 一部負担金払戻金の手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

8 第39条の規定を任意継続組合員に適用する場合においては、当該組合員を一般組合員とみなす。ただし、同条第3号から第5号までの規定の適用については、当分の間、この限りでない。

9 削除

10 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業（次項において「経過的長期給付事業」という。）を行う。

11 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第42条中「退職等年金経理、」とあるのは、「退職等年金経理、経過的長期経理、」と、「退職等年金預託金管理経理、」とあるのは「退職等年金預託金管理経理、経過的長期預託金管理経理、」として同条の規定を適用する。

#### 附 則（昭和38年4月10日）

この定款は、昭和38年4月分以降の給料に対する掛金及び負担金から施行する。

#### 附 則（昭和39年4月18日）

この定款は、昭和39年4月分以降の給料に対する掛金及び負担金から施行する。

#### 附 則（昭和39年10月1日）

この定款は、昭和39年10月1日から適用する。

#### 附 則（昭和40年4月1日）

この定款の変更は、公告の日から施行する。

#### 附 則（昭和40年7月31日）

この定款の一部改正は、公告の日から施行し、昭和40年6月1日から適用する。

**附 則（昭和42年4月1日）**

この定款の一部改正は、昭和42年4月1日から施行する。

**附 則（昭和42年12月1日）**

この定款は、昭和42年12月1日から施行する。

**附 則（昭和43年4月1日）**

この定款は、昭和43年4月1日から施行する。

**附 則（昭和43年5月18日）**

この変更は、昭和43年6月1日から施行する。

**附 則（昭和46年4月1日）**

この定款の変更は、昭和46年4月1日から施行する。

**附 則（昭和48年4月1日）**

この定款の変更は、昭和48年4月1日以降に生じた給付事由について適用する。ただし、第36条第1項の改正規定は、医療費公費負担制度の実施された日から適用する。

**附 則（昭和48年11月21日）**

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和48年10月1日以降に生じた給付事由について適用する。

**附 則（昭和49年8月20日）**

この定款の変更は、昭和49年8月20日から施行する。

**附 則（昭和50年1月7日）**

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和50年1月分以後の掛金及び負担金について適用する。

**附 則（昭和50年3月31日）**

1 この定款の変更は、昭和50年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 変更後の第35条の2の規定は、施行日前に入院した者についても、施行日以後引き続き7日以上入院した場合の施行日以後の入院について適用する。

**附 則**（昭和52年3月31日）

- 1 この定款の変更は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第40条第1項及び第40条の2の規定は、昭和52年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和53年3月31日）

- 1 この定款の変更は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条第2項の規定は、昭和53年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用する。
- 3 昭和53年4月1日から昭和54年3月31日までの間については、変更後の第40条第1項の表中「 $\frac{51.4}{1,000}$ 」とあるのは「 $\frac{52}{1,000}$ 」と、「 $\frac{41.4}{1,000}$ 」とあるのは「 $\frac{42}{1,000}$ 」と、「 $\frac{71.4}{1,000}$ 」とあるのは「 $\frac{72}{1,000}$ 」と、第40条の2中「1,000分の102.8」とあるのは「1,000分の104」と、それぞれ読み替えてそれらの規定を適用するものとする。
- 4 変更後の第40条第1項及び第40条の2並びに前項の規定は、昭和53年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和54年11月28日）

- 1 この定款の変更は、昭和54年12月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第2項の規定は、昭和54年12月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年11月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和55年1月25日）

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第40条第2項の規定は、昭和55年1月分以後の掛金及び負担金について適用し、昭和54年12月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 名古屋市職員共済組合定款の一部変更について（昭和54年公告第10号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

**附 則** (昭和55年7月9日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和57年7月1日から適用する。
- 2 変更後の第40条第2項の規定は、昭和55年7月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年6月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和56年2月28日)

- 1 この定款の変更は、昭和56年3月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和56年3月1日以降の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和57年3月25日)

この変更は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和59年3月31日)

この変更は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和59年10月29日)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第36条第2項の規定及び附則第4項から第7項までの規定は、昭和59年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについて適用する。

**附 則** (昭和60年2月28日)

この変更は、昭和60年3月31日から施行する。

**附 則** (昭和61年5月31日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の2、第36条の3及び第37条の規定は、昭和61年4月1日以後に給付事由の生じた埋葬料附加金、家族埋葬料附加金及び災害見舞金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた埋葬料附加金、家族埋葬料附加金及び災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 3 附則第9項の規定は、昭和61年4月分以後の掛金及び負担金について適用

し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和63年3月28日）

- 1 この定款の変更は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第9項の規定は、昭和63年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和63年3月31日）

この定款の変更は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則**（平成3年3月30日）

- 1 この定款の変更は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第9項の規定は、平成3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成3年4月30日）

この変更は、公告の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

**附 則**（平成6年11月1日）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条及び附則第5項の規定は平成6年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金又は一部負担金の払戻しについて適用し、同年9月30日以前の診療に係る家族療養費附加金又は一部負担金の払戻しについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成7年3月28日）

この変更は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年3月25日）

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び附則第9項の規定は、平成8年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成9年3月28日）

- 1 この変更は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び附則第9項の規定は、平成9年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成10年3月30日)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び附則第9項の規定は、平成10年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成10年6月12日)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び附則第9項の規定は、平成10年6月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年5月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成11年3月31日)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第36条第1項、同条第2項、第36条の2第1項及び同条第2項の規定は、平成11年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条及び附則第9項の規定は、平成11年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第5項及び第6項の規定は、平成11年4月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年3月31日)

- 1 この定款の変更は、公告の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項、同条第2項、第36条の2第1項及び同条第2項の

規定は、平成12年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。

3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第9項の規定は、平成12年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

4 変更後の附則第5項及び第6項の規定は、平成12年4月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年10月1日）

- 1 この定款の変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第33条の規定は、平成11年4月1日から適用する。

**附 則**（平成13年3月30日）

- 1 この定款の変更は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び附則第10項の規定は、平成13年4月分以後の掛金及び負担金並びに介護任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに介護任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成14年3月29日）

- 1 この定款の変更は、公告の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第40条及び附則第8項の規定は、平成14年4月分以後の掛金及び負担金並びに介護任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに介護任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年3月31日）

- 1 この定款の変更は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第36条第2項、第36条の2第1項並びに附則第4項の変更規定は、平成14年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第8項の規定は、平成15年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成16年3月31日)

- 1 この定款の変更は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第8項の規定は、平成16年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成16年12月7日)

この定款の変更は、公告の日から施行する。

**附 則** (平成17年3月31日)

- 1 この定款の変更は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第8項の規定は、平成17年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成18年3月31日)

- 1 この定款の変更は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条第1項、第2項、第36条の2第1項及び第2項の規定は、平成18年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第8項の規定は、平成18年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第3項及び第4項の規定は、平成18年4月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成18年9月27日)

- 1 この変更は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条第1項、同条第2項、第36条の2条第1項、同条第2項、附則第3項中及び附則第4項の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の払戻しから

適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の払戻しについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年3月30日）

- 1 この変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条第1項、同条第2項及び第36条の2第1項の規定は、平成19年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第36条の3から第36条の6までの規定は、平成19年4月1日以後に給付事由の生じた出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第40条、第40条の2及び附則第8項の規定は、平成19年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 5 変更後の附則第3項及び第4項の規定は、平成19年4月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年3月28日）

- 1 この変更は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第8項の規定は、平成20年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年3月31日）

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年11月28日）

- 1 この変更は、平成20年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 変更後の第35条の2の規定は、施行日以後の入院期間について適用し、同日前の入院期間については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定は、施行日前に入院した者が同日以後も引き続き入院した場合であって同日前の入院期間と同日後の入院期間を合算した期間が7日以上となった場合の入院附加金についても適用する。
- 4 変更後の第36条の7の規定は、施行日の前日以後に法第68条第2項の規定による傷病手当金の支給期間が経過した場合において同一の傷病により勤務に服することができないときについて適用し、施行日の前2日以前に同項の規定による傷病手当金の支給期間が経過した場合において同一の傷病により勤務に服することができないときについては適用しない。
- 5 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、平成20年12月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年11月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年3月31日）

- 1 この変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第40条、第40条の2及び附則第8項の規定は、平成21年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年9月30日）

この変更は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月31日）

- 1 この変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第36条及び第36条の2並びに附則第3項から附則第6項までの規定は、平成22年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 変更後の定款第40条、第40条の2及び附則第9項の規定は、平成22年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年7月1日）

この変更は、公告の日から施行する。ただし、この変更の日から平成22年11月30日までの間に行われる補欠選挙については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年3月31日）

- 1 この変更は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第36条の3及び第36条の4並びに附則第13項の規定は、平成23年4月1日以後に給付事由の生じた出産費附加金及び家族出産費附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた出産費附加金及び家族出産費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第9項の規定は、平成23年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年3月30日）

- 1 この変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第9項の規定は、平成24年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年3月31日）

- 1 この変更は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第36条及び第36条の2並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成25年4月1日以降の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金払戻金については、なお従前の例による。
- 3 平成25年3月31日以前に給付事由の生じた入院附加金、災害見舞金附加金及び結婚手当金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第9項の規定は、平成25年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3

月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年3月31日）

- 1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項、第40条の2及び附則第9項の規定は、平成26年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年12月26日）

- 1 この変更は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 施行日前に行われた療養に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金払戻金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年3月31日）

- 1 この変更は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条第1項、第40条の2及び附則第9項の規定は、平成27年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による変更後の第36条の7第3項及び同条第4項の規定は、平成27年10月1日以後に給付事由の生じた傷病手当金附加金の支給について適用し、同日前に給付事由の生じた傷病手当金附加金の支給については、なお従前の例による。
- 4 名古屋市職員共済組合定款の一部変更等（平成27年9月30日公告第2号）  
第1条の規定による変更後の第40条第1項、第40条の2、第40条の3及び附則第9項の規定は、平成27年10月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年9月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 5 名古屋市職員共済組合定款の一部変更等（平成27年9月30日公告第2号）  
第1条の規定による変更後の第40条の2の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用する。

- 6 名古屋市職員共済組合定款の一部変更等（平成27年9月30日公告第2号）  
第1条の規定による変更後の第40条の3の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。
- 7 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成29年4月分から同年9月分までの任意継続掛金に係る変更前の第40条の2の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第172条第3項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）第1条の規定による改正前の施行令第48条第3項各号」と、「1,000分の118」とあるのは、「1,000分の90」と、「1,000分の13.8」とあるのは、「1,000分の13」とする。
- 8 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第4条第6号に規定する改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、第36条の7中「障害厚生年金をいう」とあるのは「障害厚生年金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第3条の規定による改正前のこの法律及び平成24年一元化法による改正前のその他の法律の規定による旧職域加算障害給付をいう」とする。

#### 附 則（平成27年9月30日）

- 1 この変更は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公告の日から施行する。
- 2 第44条の規定にかかわらず、平成27年度における施行規程第7条第1項の

規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 短期経理 1,945 円
- 二 長期経理 1,354 円

**附 則** (平成28年3月31日)

- 1 この変更は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による変更後の第36条の7の規定及び第2条の規定による変更後の附則第8項の規定は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条第1項及び第40条の3の規定は、平成28年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成28年6月8日)

- 1 この変更は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第36条の7の変更規定は、公告の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の7の規定は、平成28年4月1日以後に給付事由が生じた傷病手当金附加金について適用し、同日前に給付事由が生じた休業給付については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日前に退職した者に支給される傷病手当金附加金でその給付事由が同日以後に生じたものの支給については、なお従前の例による。
- 4 第40条の2を削り、第40条の3を第40条の2とする変更規定は、平成28年7月1日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

**附 則** (平成29年3月31日)

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、平成29年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例

による。

- 3 第2条の規定による変更後の名古屋市職員共済組合定款の一部変更（平成27年3月31日公告第1号）附則第7項の規定は、平成29年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年1月1日）

この変更は、平成30年1月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月31日）

- 1 この変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、平成30年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年5月1日）

- 1 この変更は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 施行日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成31年3月25日）

- 1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、平成31年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年3月31日）

- 1 この変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和2年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年3月31日）

- 1 この変更は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年4月1日から令和4年11月30日までの間に行われる補欠選挙については、変更後の第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和4年2月22日）

この変更は、公告の日から施行する。

**附 則**（令和4年3月31日）

1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

2 第1条の規定による変更後の第40条の2の規定は、令和4年1月1日から適用する。

3 第2条の規定による変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和5年3月31日）

1 この変更は、令和5年4月1日から施行する。

2 変更後の第40条第1項の規定は、令和5年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。